

放射性物質と食の安全

『外部被ばく』と『内部被ばく』

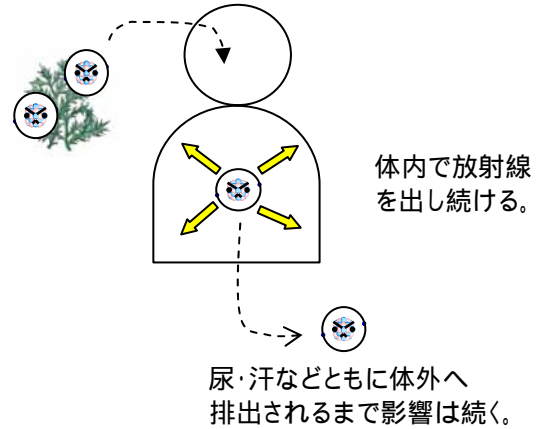
放射性物質が体の外から人の体に作用することを『外部被ばく』と呼び、放射性物質が食品などとともに体の中に入って作用することを『内部被ばく』と呼びます。

『内部被ばく』の場合、体の中から持続的に放射線を浴び続けることとなるため、健康に影響を及ぼす可能性が高くなります。

内部被ばくによる健康被害を未然に防ぐためには、食品中の放射性物質を適切に管理する必要があります。

内部被ばくとは？

食品などとともに放射性物質が体内に入る。



食品中の放射性物質の基準値

厚生労働省は、平成23年3月に食品中における放射性物質量についての『暫定規制値』を定め、放射性物質に汚染された食品の流通や消費を防ぐための取り組みを実施してきました。

更に、平成24年4月1日からは、食品の暫定規制値にかわる新たな『基準値』を設定し、食品の安全と安心を確保する取り組みがなされています。

『基準値』の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、国際的な食品の規格に基づき年間1 mSvとし、これを十分に下回る値となるよう放射性物質の基準値を設定しました。

食品中の放射性物質の暫定規制値 (抜粋)

放射性物質	食品中の暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性セシウム	野菜	500
	肉・卵	200
	牛乳・乳製品	
放射性ヨウ素	野菜、果物、豆類、芋類をのこす	1000
	牛乳・乳製品	500
	飲料水	50

食品中の放射性物質の基準値

放射性物質	食品中の基準値 (Bq/kg)	
放射性セシウム	一般食品	100
	乳児用食品	50
	牛乳	
	飲料水	10

放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定しています。
放射性ヨウ素など物理学的半減期が短い放射性物質は、すでに検出されていないため設定されていません。

米、牛肉については平成24年9月30日、大豆については平成24年12月31日まで、経過措置として暫定規制値が適用されます

『基準値』の考え方

年間の線量の上限値1mSvから、飲料水による線量（約0.1mSv）を引き、残りの線量を一般食品（乳児用食品、牛乳を含む）に割り当てています。

食品の区分について

特に注意が必要と考えられる食品として『飲料水』『乳児用食品』『牛乳』の区分を設け、その他の食品（野菜、魚、肉など）については『一般食品』にまとめて、全体で4つの区分になっています。

『一般食品』の基準値

年齢・性別などの違いによる食品の摂取量や放射線への影響の受けやすさが異なるため、それぞれの区分ごとに食品中の放射線量の限度値を算出しました。その結果から、すべての世代において安全性を配慮し、**100Bq/kg**が基準値となりました。

この基準値は、かなり厳しく設定されていますので、仮に100Bq/kgを超える食品を短期間食べたとしても、健康に悪影響はないと考えられています。

年齢区分	性別	限度値 (Bq/kg)
1歳未満	男女	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160

一般的な食生活を送れば、年間線量の上限値（1mSv）を十分に下回る水準に設定

最も低い値よりも厳しい
100Bq/kg
に基準値を設定

年齢が低くなるほど限度値が大きくなる傾向にあるのは、年齢による放射線への影響の受けやすさよりも、食品摂取量の差の方が限度値の計算に大きく影響しているためです。

『乳児用食品』『牛乳』の基準値

放射線への感受性が高い可能性があると考えられる子どもへの配慮から、独立の区分とし「一般食品」の半分の**50Bq/kg**となっています。

なお、1歳児未満の乳児を対象とした食品については、「乳児用規格適用食品」などと表示されます。

粉ミルク等、明らかに乳幼児を対象としたものについては省略することができます。

表示については平成25年12月31日まで猶予期間があります。

『飲料水』の基準値

すべての人が摂取し、代替がきかず、摂取量が多いことから、WHO（世界保健機関）が示している基準を踏まえ、**10Bq/kg**となっています。また、緑茶なども飲む状態で飲料水の基準が適用されます。